

## 違反対象物や適合対象物の公表等に係る制度について

### ○命令に係る公示

平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物について火災予防上の危険があることや消防法令違反があり、消防機関が「命令」を行ったときの公示に係る規定を導入。

#### ○ 消防法第5条第3項

消防長又は消防署長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法によりその旨を公示しなければならない。

※消防法第5条の2、第5条の3、第8条、第8条の2、第8条の2の5、第17条の4及び第36条において準用する第8条並びに第8条の2においても公示が規定されている。

#### ○ 消防法施行規則第1条

消防法第5条第3項（中略）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

### ○違反対象物の公表制度（東京消防庁）

平成23年度から火災予防条例に基づき、スプリンクラー設備等の未設置や一定期間において同一の違反が認められる場合、ホームページ等で公表。

### ○適マーク制度

消防機関が対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に「適マーク（有効期間1年）」を交付する制度であり、防火対象物定期点検報告制度の導入に併せて平成15年9月に廃止。

### ○防火対象物定期点検報告制度

平成13年の歌舞伎町ビル火災を受け、一定規模以上の特定防火対象物に対して、有資格者による点検を義務付け、点検基準に適合している場合、関係者が自ら表示することができる制度を平成15年10月に導入。

### ○自主点検報告表示制度

防火対象物定期点検報告制度に該当しない一定規模の旅館・ホテル等を対象に、点検基準に定められた項目に適合している場合、関係者が自ら表示することができる制度を平成15年10月に導入。

### ○優良防火対象物認定表示制度（東京消防庁）

防火対象物の管理権原者からの申請に基づき、消防署が審査・検査した結果、適合している場合は、優良防火対象物として認定し、ホームページ等で公表。

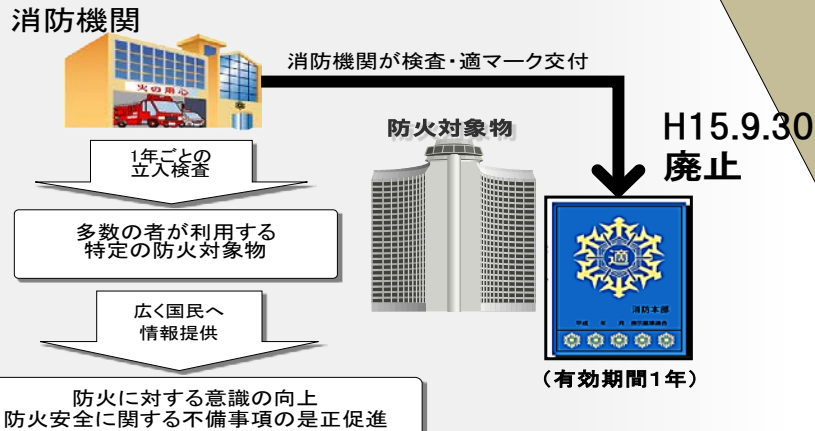
# 適マーク制度及び防火対象物定期点検報告制度の経過について

S55年 川治プリンスホテル火災(死者45名・負傷者22名)

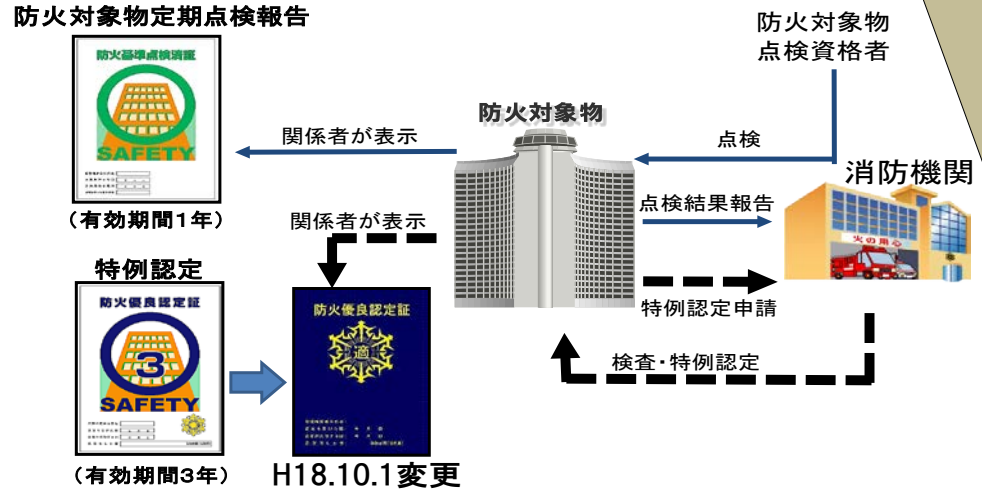
H13年 新宿歌舞伎町ビル火災(死者44名・負傷者3名)

## S56.5.1～ 適マーク制度

## H15.10.1～ 防火対象物定期点検報告制度



立入検査体制の充実・違反処理体制の推進



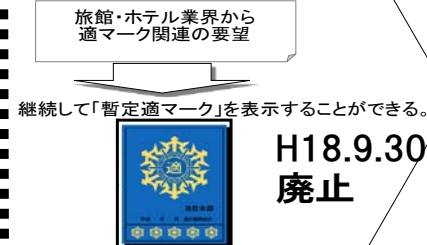
### 適マーク制度の特徴

- ・要綱に基づく制度
- ・消防機関から検査に基づきマークを交付する
- ・防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)を確認し、既存不適格の場合は交付しない。
- ・全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。

### 防火対象物定期点検報告制度の特徴

- ・法律に基づく制度
- ・防火対象物の関係者が自ら表示
- ・防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)の確認がない
- ・全国統一的に実施する用途は広がったが、ホテル・旅館の範囲は狭まった。(300人以上等)

### H15.10.1～暫定適マーク制度



概要	消防機関が、対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に、消防機関が「適マーク」(有効期間1年)を交付する制度
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)及び該当用途が存する(16)項イ(複合用途施設)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ 地階を除く階数が3以上 のもの ※ 全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。
審査項目	1 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) 2 現行の建築基準法令に適合しているか(構造・防火区画・階段)

概要	関係者が、点検資格者等に防火対象物の点検を依頼し、点検項目が、基準に適合している場合に、関係者自ら表示することができる。 また、過去3年以内の点検結果が優良等の要件を満たしているものとして、消防長等により点検報告義務が免除される特例の認定を受けた場合は、「防火優良認定証」を表示することができる。
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)、(16)項イ(複合用途施設)及び(16の2)項(地下街)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ ・収容人員が300人以上又は屋内階段が1のみで3階以上・地階に特定用途が存するもの
点検項目	消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等)

# 自主点検報告表示制度・優良防火対象物認定表示制度の概要について

	<p>自主点検報告表示制度 (改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について 平成14年12月24日 消防安第132号)</p>	<p>東京消防庁における優良防火対象物認定表示制度 (火災予防条例第55条の5の10)</p>
<p>概要</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等を対象に、点検基準に定められた項目に適合している場合は、防火自主点検済証を表示することができる制度です。 旅館・ホテル等の関係者による、自主的な防火管理体制の確保を図ることを目的とし、当該施設が消防法令を遵守していることを表示制度により、公表することができます。</p>	<p>防火対象物におけるすべての管理権原者からの申請に基づき、消防署が審査・検査した結果、認定基準に適合している場合には、優良な防火対象物として認定される制度です。 認定を受けたときは、東京消防庁ホームページ等で公表されるとともに、優良防火対象物認定証(優マーク)を建物の玄関・受付・ホームページ・パンフレットなど、あらゆるものに表示することができます。</p>
<p>対象</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等のうち、防火自主点検済証を表示しようとするものであって、かつ、次の(1)及び(2)に該当するもの (1) 防火管理者を選任する必要がある建物(※1) (2) 階数が3以上のもの</p>	<p>防火管理者を選任する必要がある建物(※1)すべて</p>
<p>表示マーク</p>	 <p>防火自主点検済証</p>	 <p>優マーク</p>
<p>審査項目等</p>	<p>【法令適合状況】 ① 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況等) 【点検報告の流れ】 ① 点検期間は1年に1回 ② 点検実施者は、旅館・ホテル等の防火管理者又は防火対象物点検資格者となっている。 ③ 管理権原者が、点検の実施結果を消防長又は消防署長へ報告 ④ 消防長又は消防署長は、報告の結果、点検基準に適合していないと認められる時に、立入検査等により是正指導を実施</p>	<p>【法令適合状況】 ① 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) ② 建築法令に適合しているか(防火に関係するものに限る) 【その他】 ③ 避難安全性が検証されているか ④ 自衛消防隊の編成及び活動能力が適切に確保されているか ⑤ 自主的、意欲的な各種防火対策を実施しているか ⑥ 過去2年以内に、消防法令違反等による命令又は警告等を受けたことがないか</p>

※1 「防火管理者を選任する必要がある建物」とは、特定用途(※2)で収容人員が30人以上又は特定用途以外で収容人員が50人以上の建物をいいます。

※2 「特定用途」とは、劇場、百貨店、ホテルなど不特定多数の人が利用する建物をいいます。

# 東京消防庁における「違反対象物の公表制度」について

根拠

火災予防条例第64条の3(防火対象物の設備、管理等の状況の公表)

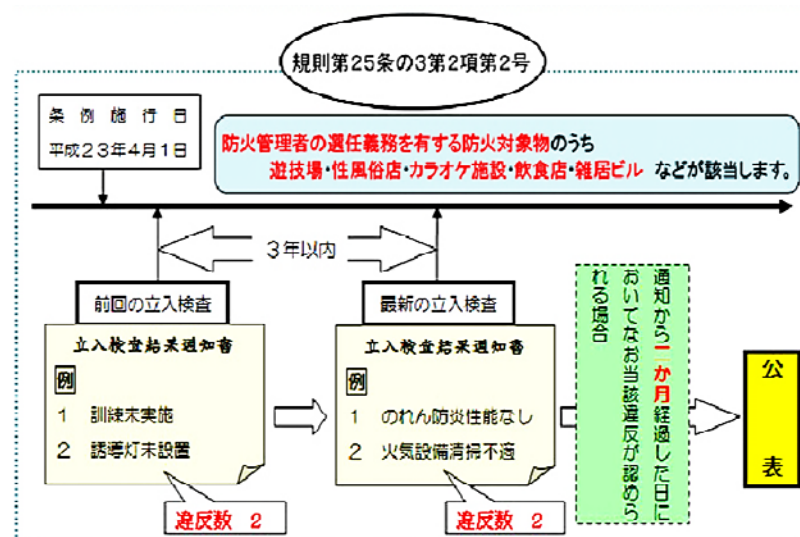
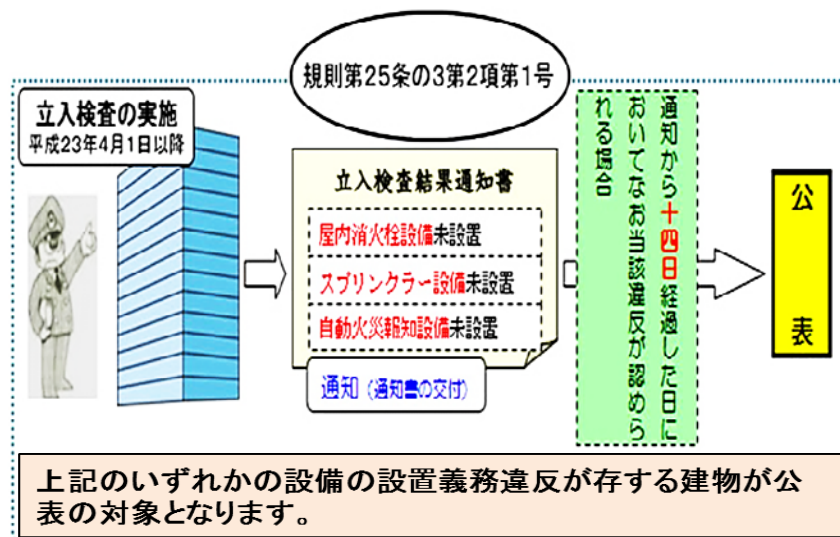
次の1、2の違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に「建物名称、所在及び違反の内容」を東京消防庁のホームページ及び管轄消防署等の窓口において公表

なお、公表中の違反の是正を確認した場合は、当該違反に係る内容を削除

**1** 消防用設備等のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報火報知設備の未設置による設置義務違反

**2** 防火管理者の選任義務がある建物のうち、遊技場、性風俗店、カラオケ施設もしくは飲食店または雑居ビル等における、同一の関係者による防火管理もしくは消防用設備等の維持管理等の繰り返し違反

公表対象



過去3年以内に2以上の消防関係法令違反を繰り返した建物が公表の対象となる。公表の対象となる消防関係法令違反は火災予防条例施行規則に規定。